

●平成24年度事業計画(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

平成24年度は、「公益社団法人 日本写真協会」も2年目に入り、定款に定める「写真の普及・振興に関する事業を行い、文化の発展と国際交流の増進に寄与する」という設立目的に基づき、写真・映像文化の振興・普及を目的に従来からの事業を継続してまいります。会員だけでなく不特定多数の者の利益の増進に寄与しなければならない公益法人としての意識を強く持って、その内容については適時見直しを行いつつ以下の事業を実施していきます。

**A. 公益事業**

**1. 日本の写真文化に顕著な功績のあった国内外の個人及び団体の顕彰(「日本写真協会賞」)**

【担当：表彰委員会】

「平成24年度日本写真協会賞」は今年61回目を迎え、2月17日(金)に「選考会」を開催し、各賞受賞者を内定しました。(詳細は会長報告を参照願います。)

- ☆国際賞： 山岸享子
- ☆功労賞： 熊切圭介、故・多木浩二、福島辰夫、村井 修
- ☆学芸賞： 岡塚章子
- ☆作家賞： 石川 梵、高梨 豊、ホンマタカシ
- ☆新人賞： 公文健太郎、斉藤麻子

- (1) 対外発表： 4月16日(月) カメラ記者クラブで対外正式発表を行い、全国紙、一般雑誌等に資料を配布して記事掲載を依頼すると共に、HPに掲載し広く不特定多数の一般市民に周知徹底を図ります。
- (2) 表彰式： 6月1日(金) 17:00～18:00 東京・三田の笹川記念会館で、受賞内容をスライド映写で紹介し、受賞者に対し表彰状・賞杯の授与を実施いたします。
- (3) 受賞祝賀会： 6月1日(金) 18:30～20:00 表彰式終了後、同会場内レストランに会場を移し受賞者をお祝いする会を開催します。
- (4) 受賞作品展覧会： 6月1日(金)～6月7日(木)に、六本木の富士フィルムフォトサロン東京で開催し、会員以外にも不特定多数の写真愛好者に鑑賞してもらい受賞者の受賞内容を確認してもらい、写真文化の普及・振興に貢献します。
- (5) 平成25年度の選考  
恣意的な選考に陥らないよう、本年同様、12月に広く写真界全体から、会員及び委嘱している指名推薦者(ノミネーター)による候補者のリストアップを行い、平成25年2月に会長が委嘱する選考委員7名による選考会を開催して受賞者を決定します。

**2. 写真に関する国内の情報・資料の収集及び「日本写真年報」の編集発行**

【担当：出版広報委員会】

「不特定多数の利益の増進に寄与する公益事業」として認定された「日本写真年報」は、昨年同様公益事業に適合すべく「日本写真協会の活動」の項目は巻末に掲載、「会員名簿」、「定款」、「役員及び名誉会員」は別途「会員名簿」として分冊して発行いたします。

「日本写真年報」の編集発行は、公益事業に相応しく、従来以上に広く情報収集して内容の充実を図っていくと共に、国際交流の増進に一層寄与すべく逐次、英語版を充実させていきます。配布・頒布につきましては、従来から会員の皆様にお届けすると共に、関心の高い一般市民写真愛好者の為に写真美術館・ギャラリー・図書館・大使館等の公的機関及び報道機関に無料配布してきましたが、更に、会員以外の不特定多数の写真愛好者なら誰でもが入手できるように、HPに掲載すると共に、「東京写真月間」事業の写真展会場で頒布告知チラシを配布してその発行を広く告知します。

### 3. 子供達中心に写真映像の原理と楽しみ方を理解させる写真体験教室の実施

【担当：写真・映像教育推進委員会】

当協会の設立目的に照らし、将来を担う子供たちに対する写真文化の教育が肝要であるとの認識から、主として小学生を対象に銀塩方式の写真体験教室を2005年度から実施してきました。

写真関連の光や色に関する授業内容が少ない現在のゆとり教育の授業体制の中で、熱心な教師からの要望に応え正規の授業にも取り上げられるようになり、体験教室を受講した子供たちの驚きと感動を共有できたことは、写真・映像教育推進委員会の委員にとっても非常なやりがいを感じる体験でした。

しかしながら、近年のデジタル化進展により、デジタルによる写真体験教室の要望も増えてきました。その要望に応える為、平成21年度には、デジタルカメラの楽しみ方の効果的なカリキュラムを検討し、22年度はそのカリキュラムを基に、手探りではありましたがデジタル教育の展開を図り、その過程で学校や生徒がデジタル写真教室に求めるものを概ね理解いたしました。

銀塩方式の写真体験教室では、子供たちが普段できない暗室体験を通じて写真の原理を理解してもらうことが大きな目的でしたが、小学生でもボタンを押すだけで綺麗な写真が写せるデジタル写真教室では、写真の原理は勿論ですが、写真の持つ多様な力の中から、自分の気持ちを表すという写真の自己表現力・コミュニケーション力を如何に引き出すかが重要になります。

平成24年度は、各学校・教師等の要望を基に、銀塩写真教室を今までどおり実施していくと共に過去3年間の経験を基にしたデジタル写真体験教室も積極的に展開していきます。

また、写真体験教室の中では、断りもなく他人の顔を写さないとか、花壇等に勝手に踏み込まない等の撮影マナーや、著作権、肖像権等の法的権利についてもその重要性を必ず教えていきます。

☆24年度実施目標：25ヶ所1200名

### 4. 国内外の写真文化を紹介する国際交流活動 【担当：国際交流委員会・写真月間委員会】

#### (1) アジアの写真家たち 2012 フィリピン

「東京写真月間」では「アジアの写真家たち」をテーマに、バングラデシュ(2004年)、ウズベキスタン(2005年)、ベトナム(2006年)、インド(2007年)、シンガポール(2008年)、マレーシア(2009年)、タイ(2010年)、インドネシア(2011年)との交流を行ってきましたが、本年はフィリピンとの写真文化交流を行いアジア写真界との交流を深めていきます。

#### (2) 日本写真協会賞新人賞作品の海外への紹介

平成23年度に、セルビア・ノビサド、ドイツ・ベルリン、引き続き国際交流基金の協力を得てロシア・モスクワ、オムスクを巡回し、好評を博した新人賞受賞者7名の「日本写真協会賞新人賞受賞作品展」を開催。平成24年度は引き続きロシア・サンクトペテルブルク他、ロシア国内数箇所で開催します。そのうち一箇所にて、写真評論家による日本の現代写真についての講演会を開催します。

また、平成25年度の「日本写真協会賞新人賞受賞作品展 2010～2012」の開催準備のため、各国大使館、国際交流基金海外支部への呼びかけを実施していきます。

#### (3) 海外写真事情を紹介する講演会、スライドレクチャーの開催

「平成24年度日本写真協会賞国際賞」受賞者による講演会を6月2日(土)に開催予定、また、来日写真家・写真関係者による講演会／スライドレクチャーも計画いたします。

#### (4) 第23回 FAPA (アジア写真芸術団体連合) 大会への参加

平成24年秋に中国貴州省で開催される FAPA 大会への参加を会員に呼びかけ参加者を募る。

#### (5) 文化庁の派遣及び招聘 海外写真研修生の推薦

平成24年度も、文化庁の推薦団体委嘱に応え、同庁の派遣及び招聘海外写真研修生の応募窓口として推薦実務を実施いたします。

北野謙氏(1年)米国・ロサンゼルス The Lapis Press

與田瞳氏(1年)英国・ピーター・ケナードスタジオ

## 5. 「写真の日」を中心に国内外の写真展を集中展開する写真月間の開催

【担当：写真月間委員会】

### (1) 「東京写真月間2012」

#### ①国内展「心が光る瞬間」

金指栄一(コニカミノルタプラザ)、小池友美(ペンタックスフォーラム)

沼田早苗/大野葉子(オリンパスギャラリー東京)、大西みつぐ(エプサイト)

巡回展を東川町・高知県立歴史民俗資料館で開催

#### ②国際展「アジアの写真家たち 2012 フィリピン」

銀座ニコン、オープンギャラリーキャノンSタワー、リコーフォトギャラリーRING CUBE

日本アセアンセンターアセアンホール

#### ③「1000人の写真展 わたしのこの一枚」 新宿パークタワー

#### ④「写真の日」記念写真展・2012-新宿パークタワー 巡回展を全国5カ所で開催

外務大臣賞の他に、新規に環境大臣賞制定。

#### ⑤「見つけた！撮った！ワンダーランド」：「こどもの目線」写真展、Gサミット2012

共催：(公財)東京都公園協会、読売新聞東京本社、NPO法人フォトカルチャー倶楽部

## B. 共益事業

### 1. 会員に対し、会の動向や写真界の動きを知らせる会報の発行【担当：出版広報委員会】

公益社団法人の相互扶助等事業として、会員の皆様に対しては、会の動向や写真界の最近の動きをお知らせする為、従来通り年4回 5月、8月、11月、2月に会報を発行いたします。

内容は基本的に変わりませんが、事務局からの一方通行だけではなく、「会員のひろば」の欄も設けていますので、会員の声を積極的に拾っていきます。

### 2. 日本写真協会賞受賞祝賀会 兼 叙勲・褒章受章祝賀会 兼 東京写真月間レセプションの開催【担当：総務委員会】

平成24年度は、6月1日「写真の日」事業としてに日本写真協会賞表彰式後、笹川記念会館にて「日本写真協会賞受賞祝賀会」兼「叙勲・褒章受章祝賀会」兼「東京写真月間レセプション」を開催します。

## C. 法人運営事業

### 1. 新公益法人制度に則った協会運営【担当：総務委員会・コンプライアンス委員会】

(1) 昨年4月1日に「公益社団法人 日本写真協会」が誕生し、公益法人には、「不特定多数の利益の増進に寄与する」ことが強く求められています。従来から、当協会の活動内容が会員のためだけでなかったことは明らかですが、今後は従来にも増して一般市民写真愛好家の存在を念頭に置き、法令を遵守し、規程を整備して自己統制の体制をしっかりと築き、公正、公平、公開を旨とした運営を心がけていきます。

#### (2) ホームページの充実と積極的活用

協会諸事業の活動内容をその都度タイムリーに更新し、積極的に活用していくと共に、国際交流の推進を強化するため、英語版ホームページの内容充実を図っていきます。

(3) 社団法人設立60周年を迎え記念ロゴマークを作成、さらに広報対策費を計上し協会の活動を積極的にアピールし会員増強対策をしていきます。

以上



公益社団法人  
日本写真協会